



平成 28 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 日本高純度化学株式会社
代表者名 代表取締役社長 清水 茂樹
(コード番号 4 9 7 3 東証第一部)
問 合 せ 先 経営企画部長 小島 智敬
(TEL. 0 3 - 3 5 5 0 - 1 0 4 8)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 20 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 17 日開催の第 45 期定時株主総会に、下記の通り定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の理由

- (1) 最適な業務執行体制の構築を目的として、第 13 条（招集権者及び議長）、第 21 条（取締役会の招集権者及び議長）、第 25 条（代表取締役、役付取締役、最高経営責任者および最高執行責任者）を変更するものであります。
- (2) 平成 27 年 5 月 1 日に「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、第 29 条（取締役の責任免除）第 2 項及び第 39 条（監査役の責任免除）第 2 項の一部を変更するものであります。
なお、定款第 29 条第 2 項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は以下の通りであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第 13 条（招集権者及び議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、 <u>最高経営責任者</u> がこれを招集し、議長となる。 2 <u>最高経営責任者</u> に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	第 13 条（ <u>株主総会</u> の招集権者及び議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、 <u>代表取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 2 <u>招集権者及び議長</u> となるべき者に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

現行定款	変更案
<p>第 21 条 (取締役会の招集権者及び議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>最高経営責任者</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>第 25 条 (代表取締役、役付取締役、最高経営責任者および最高執行責任者) <u>代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会の決議によって、取締役会長・取締役副会長・取締役社長各 1 名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>3 <u>取締役会の決議によって、代表取締役の中から最高経営責任者および最高執行責任者各 1 名を定めることができる。</u></p>	<p>第 21 条 (取締役会の招集権者及び議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>第 25 条 (代表取締役及び役付取締役) <u>当社は、取締役会の決議によって代表取締役を若干名選定することができる。</u></p> <p>2 <u>取締役会の決議によって、取締役の中から社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役の中から会長 1 名を選定することができる。</u></p> <p>3 <u>取締役会の決議によって、代表取締役以外の取締役に役付取締役等を選定することができる。</u></p> <p>4 <u>取締役会の決議によって、代表取締役の中から株主総会の招集権者及び議長となるべき者を選定する。</u></p>
<p>第 29 条 (取締役の責任免除) (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第 29 条 (取締役の責任免除) (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く)</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第 39 条 (監査役の責任免除) (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第 39 条 (監査役の責任免除) (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

3 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 : 平成 28 年 6 月 17 日
定款変更の効力発生日 : 平成 28 年 6 月 17 日

以 上